

厚生労働科学研究費補助金

(子ども家庭総合研究事業)

# 児童虐待防止に効果的な 地域セーフティネットのあり方に関する研究

平成15～16年度  
総合研究報告書

平成17年3月

主任研究者 高橋重宏

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
総合研究報告書

児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究  
主任研究者 高橋 重宏（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長）

**研究要旨：**

2004年児童福祉法改正で法定化されたように、これからは児童相談所への業務一極集中を市町村との役割分担において軽減していくことが不可欠である。しかし、その各市町村でどのような相談体制が組めるのかは明確ではない。また、児童相談所についても、児童福祉司の疲弊状況が緩和されたわけではなく、さまざまな施策が講じられる必要性が依然として残っている。

本研究は、2ヵ年研究の成果として、海外での取り組み（1年目）、我が国における先駆的市町村へのヒアリング調査（2年目）、実際に児童相談所に対応している虐待家族の特徴（1年目）、そうした家族への対応ないし支援方法（2年目）といったことを提示してきた。

1年目は、児童相談所が対応した「平成14年度中に一時保護し、一定の方針が立ったケース」の個別的なデータを収集し、家族の特性（年齢、子どもの数、経済階層、職業的地位、家族構成、生育・生活歴など）を把握した。また、保護者の人格・行動特性に関するデータを基に分析を行い、家族の類型化を行った。あわせて、どういった家族に対してどのくらいの期間をかけてどういったサービスが適用されているのか、機関連携状況はどうか、親族や近隣資源の活用状況はどうか等、家族支援プログラムの現状を明らかにし、考察した。また、児童相談所及び子ども家庭相談実施体制に関する先行研究を踏まえつつ、海外の子ども家庭サービス実施体制に関する知見のある有識者を中心として、児童相談所の機能の見直しについて提言を行った。

2年目は、1年目の研究成果を総合的に踏まえ、市町村に対しては、市町村でできる工夫（たとえば、行政から民間への委託契約）や、コミュニティ・ベーストなサービス実施体制を可能にするマンパワーのあり方などを具体的に示し、また、児童相談所に対しては具体的なトレーニングへ転移可能な、エキスパートの持つ知見をまとめている。

**分担研究者氏名・所属機関名  
及び所属機関における職名**

才村 純（日本子ども家庭総合研究所  
子ども家庭福祉研究部  
ソーシャルワーク研究担当部長）  
澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所  
子ども家庭福祉研究部  
研究員）  
中谷茂一（聖学院大学  
人文学部人間福祉学科  
専任講師）

**A. 研究目的**

2000年に児童虐待防止法が施行された。児童相談所への期待が高まり、その業務は、多忙になっている。具体的には、立入調査、一時保護、28条の承認申請などが増え、児童相談所が子どもの権利擁護のためにより積極的な取り組みをしていることが統計的にも明らかになっている。一方、中心的な活動が期待されている児童福祉司のストレスが高まり精神保健的な問題も顕在化している。2004年に改正された児童福祉法では、市町村が児童相談を一義的に担うこととなり、さらに司法関与の強化などが行われるなど大きな変革が行われた。

国際的に見ても、子ども虐待の対応は、児童相談所（子ども保護機関）だけでなく、多くの民間機関や関連機関が支えているのが一般的である。我が国では、先述の法改正によって、市町村との役割分担については整理がなされ始めたものの、自治体の多くは児童相談所がどこまで市町村をバックアップしなければならないのかについての戸惑いを抱えている。とくに、ファミリープリザベーション、すなわち虐待が発生しやすい家族に対する支援サービスのために必要な実施体制や児童相談所のあり方についての検討は立ち遅れているといわざるをえないところがある。しかも、なぜ家族支援のあり方を検討しなければならないのか、またどうすればいいのかについて提言を行うた

めの実証的データは十分に蓄積されているわけではない。

児童相談所及び市町村のおかれているこうした状況を踏まえ、本研究は、子どもと親のウェルビーイングを促進するために、これまで児童相談所が蓄積している被虐待児童の家族特性や、家族支援プログラムの現状、児童相談所と市町村や民間団体との連携の現状を把握し、総合的な子ども家庭サービスの実施体制のあり方を明らかにすることで、児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方を提示することを目的としている。

**B. 研究方法**

具体的には、研究班を設置し、定期的な研究会を開催し、全体会議を開催しつつ、それぞれの分担の研究を実施した。

研究班には、分担研究者：才村 純、澁谷昌史、中谷茂一、研究協力者：庄司順一、坂本正子、前橋信和、加藤芳明、栗原直樹、村田一昭、加藤 純、伊藤嘉余子、有村大士、安部計彦（平成16年度のみ）、森 成樹（平成15年度のみ）、オブザーバーとして厚生労働省児童福祉専門官の参加を得た。

本研究は、2カ年計画である。1年目の平成15年度には、「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析」（分担研究者・中谷茂一、澁谷昌史）として、3都道府県児童相談所の協力を得て、質問紙調査を実施した。調査手続きについては、該当児童相談所に対して郵送により質問紙の送付と回収を行った。調査対象ケースは、調査票を回答する児童相談所職員の記入負担と一時保護を経たケースについて把握することから、虐待ケースとして受理・処理したもののうち、「平成14年度中に一時保護し、一定の方針が立ったケース」とした。個別に回答の上、郵送により回収を行った。調査期間は平成14年12月～1月とした。

加えて、児童相談所の機能の見直しについて提言するため、「児童相談所の海外と動向も含

めた実施体制のあり方の検討」(分担研究者・才村純)として、6カ国の日本の児童相談所に相当する機関に詳しい研究者に依頼し、今後の日本の児童相談所の機能やあり方に参考になる事項を記述してもらった。

平成16年度には、地方分権が推進される中での児童相談所の機能の見直しと市町村との連携のあり方を提示するための調査を実施することで、児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方を提示することとした。

具体的には、「市町村における子ども家庭サービス実施体制のあり方に関する研究」(分担研究者：才村純)として、これまでの先行研究等から、都道府県と市町村との連携について、これからの児童相談体制のモデルと思われる市町村を中心に、ヒアリング調査を行った。重点項目として、基本属性(人口規模、窓口設置機関など)、全体像(相談員人数、資格、勤務形態、専・兼任、業務内容、窓口の有無)、課題及び今後のあり方(市町村の役割を果たす体制・人員・専門性、都道府県・児童相談所との役割分担)を設定した。

「児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究」(分担研究者：澁谷昌史、中谷茂一)では、児童相談所で実際に行われているサービスについてエキスパートへのインタビュー調査を行い、リスクアセスメントとその後の対応について調査を行った。児童相談所で一定の重篤性・緊急性を示す虐待家族に対応する場合、「家族特性要因」「児童相談所と虐待者の関係性要因」「虐待者の精神保健要因」を勘案して、アセスメントや家族支援計画の立案がなされるものと仮定し、エキスパートと見なされる児童福祉司(経験者を含む)へ半構造化面接を実施した。インタビューガイドは、上記諸要因に関して、「アセスメントの局面」と「一時保護後の家族支援の局面」でとくに気をつけているポイントについて自由に語ってもらえるように作成した。なお、昨年度研究(一定の重篤性・緊急性を示す虐待家族の

特性分析)から明らかになったものから、研究会議でのディスカッションを踏まえて、諸要因の選定を行った；①虐待者が婚姻もしておらず、同居もしていないが、影響力のあるパートナーである場合、②虐待家族に内縁関係にあるパートナーがいる場合、③虐待家族がステップファミリーである場合、④虐待者に援助に対する動機付けがない場合、⑤虐待者が児童福祉司に会うことそのものに対して拒否的である場合、⑥虐待者の意見が二転三転する場合、⑦虐待者が精神疾患を抱えている場合、⑧虐待者に人格障害の疑いがある場合。

その後、援助対象者の特性に応じた援助の進め方や留意点について、エキスパートの認知と行動のつながりが明らかになるようにまとめた。

#### (倫理面への配慮)

平成15年度研究においては、児童相談所が一時保護した児童の家族特性を把握するため、対象の都道府県、児童相談所名は公表せず人権への配慮を最大限に行った。また、国際比較研究は、制度的側面を扱うものとなっており、個別のケースについては調査をしていない。

平成16年度研究では、市町村を対象としたヒアリング調査では、研究成果を広く共有するため、調査協力者の了承を得て、市町村名を公開している。エキスパートを対象としたインタビュー調査においては、収集すべきは調査協力者(援助を提供する側)の持っているノウハウであるため、実際に扱ったケースそのものを詳細に調査するものではない。また、調査協力者の名前や所属についても、公表する必要はないと判断した。

以上のように、2カ年を通して、関係する者すべての人権に対して配慮して、研究計画を立案・実施した。

## C. 研究結果

### 1. 平成 15 年度

児童相談所が対応した虐待家族特性の調査では、3 都道府県児童相談所の協力を得て、質問紙調査を実施した。調査の対象は、平成 14 年度に一時保護した虐待ケースで、かつその後一定の方針を立てることのできたケースである。17 児童相談所から 503 ケースを回収した（有効回収数は 501、2 ケースについては、明らかに施設内虐待からの一時保護ケースであったため、本調査の主旨を鑑み、除外した）。調査票の「3 虐待者・家族状況」の質問項目の一部においては、きょうだいケースで重複しないようサンプルを世帯数（416 世帯）で再調整した上で分析を行った。

世帯類型は、①「父母と子」163（39.2%）、②「母子」127（30.5%）、③「母子と内縁の夫」41（9.9%）、④「その他」39（9.4%）、⑤「父子」24（5.8%）、⑥「三世代家族」22（5.4%）であった。だが、②「母子」と④「母子と内縁の夫」を合計すると 168（40.4%）となった。きょうだいケースは 54 組 138 人。416 世帯である。

以下、主たる単純集計結果について報告する。

- ・主たる虐待の種別は「身体的虐待」223（44.5%）、「ネグレクト」188（37.5%）、「心理的虐待」56（11.2%）、「性的虐待」32（6.4%）の順であった。
- ・虐待の頻度は継続的が 74.7%であった。
- ・虐待種別は「母子・父子のひとり親家庭」にネグレクトが多く、「母子と内縁の夫」家庭では性的虐待が多い。
- ・「母子・父子のひとり親家庭」では特定の子どもだけでなく、ほかのきょうだいも虐待している割合が高い。
- ・「母子のみ家庭」と「三世代家族」では虐待を認めている場合が多い。
- ・援助の方針では、「親子分離せず在宅援助前提」が「父母と子」「母子のみ」に割合が高く、「一時的に親子分離し条件を付けて家庭

復帰を視野に入れる」が「母子のみ」「母子と内縁の夫」に多い。「親子分離し、家庭復帰の可能性が低い」「親子分離し、家庭復帰は全く見込めない状況」は「父子のみ」に割合が高い。

- ・配偶者・パートナーの関係は、「父母と子」が「暴力はないが悪い」「暴力を伴った不和」が多く、「父子のみ」が「暴力を伴った不和」が多い。一方「母子と内縁の夫」は「良好」が多い。
- ・近隣との関係は、「母子のみ」が「悪い（敵対的關係）」「孤立・疎遠」が多く、「父子のみ」も「孤立・疎遠」とひとり親家庭が「孤立・疎遠」が多い。また、「母子と内縁の夫」は「悪い（敵対的關係）」が多い。
- ・経済状況は、生活保護受給が特に「母子のみ」次いで「父子のみ」のひとり親家庭に多い。
- ・「母子のみ」は保育所利用の割合が多い。
- ・精神保健的問題のない者の方が性的虐待の割合が高い。
- ・精神保健的問題のない者の方が「きょうだいはいるが本児のみ虐待」している。
- ・精神保健的問題のある者の方が、保護者援助が「非常に困難」。
- ・精神保健的問題のない者の方が配偶者・パートナー関係で「良好」「普通」が多く、精神医学的問題のある者は「暴力はないが悪い」が多い。
- ・精神保健的問題のある者の方が、近隣との関係で「悪い」「孤立・疎遠」が多い。
- ・精神保健的問題のある者の方が、生活保護受給が多い。
- ・精神保健的問題のある者の方が、子どもの保育所通所が多い。
- ・虐待者の認識と家族・親族の協力について、自らの行為を認める虐待者は 208 ケース（41.5%）であった。150 ケース（29.9%）は、自らの行為を虐待とは認めず（「行為はあったが虐待はなかったという」）、52 ケー

ス（10.4%）については、「行為はなかったという」虐待者であることがわかった。すなわち、一時保護を要する虐待ケースの半数以上は、虐待行為に対する認識の齟齬を抱えたまま、家族へアプローチしていかなければならないといえる。

- 虐待者の問題解決に向けた協力は、こうした現状を反映して、問題解決に協力的な虐待者は106ケース（21.2%）にとどまっている。ほかの虐待者は、「一緒に問題解決をしようとするが、意見の不一致が多い」97ケース（19.4%）、「非協力的とまでいえないが、意見が二転三転する」110ケース（22.0%）と、揺らぎを呈していることがわかる。また、「非協力的」に該当する虐待者も約1/5を占めており、児童相談所が対応する虐待家族への介入が一筋縄でいくものではないことがうかがわれる。
- 援助の鍵となる可能性を持つ配偶者や婚姻外パートナーについては、半数以上が「該当者はいない」という回答となっており（それぞれ、268ケース（53.5%）、343ケース（68.5%））、虐待家族の特性（ふたり親家族の占める割合の小ささ）を反映するものとなっている。なお、親族については、「一緒に問題解決しようとする／協力的である」が105名（20.9%）を占める一方、160ケース（31.9%）の子どもの親族については、「接触していない」との回答であった。
- 実際の保護者援助においては、365ケース（72.8%）が「非常に困難」「やや困難」に該当している。その理由として主たるものひとつを選択肢から選んでもらった結果では、「担当者が多忙」（14ケース（3.8%））、「援助を展開するために必要な資源が不足している」（9ケース（2.5%））という保護者の外在的な要因よりも、「児相に対する拒否感が強い（虐待を認めない）」（75ケース（20.6%））「児相に対する拒否感はないが、

保護者の協力が得られない」（103ケース（28.8%））「保護者の態度に一貫性がない」（105ケース（28.8%））という、虐待者の虐待認識や家族・親族の協力状況を反映していると思われる項目に対する回答が多くなっている（本文における比率は、非該当件数137を除外した364を母数として再計算）。

- 機関連携は、本調査においては、きわめて良好に行われているという結果であった。
- 機関連携による対応の中心は児童相談所（317ケース（63.3%））である。次に多いのは学校であった。（48ケース（9.6%））
- 学校は、従たる機関としてケースに関わることが多い（209ケース（41.7%））。半数以上の子どもたちが学齢期にあることを鑑みれば、もっともな結果であるといえる。次に従たる機関として多いものは、福祉事務所で116ケース（23.2%）、以下、501ケースのうち10%以上のケースで連携している機関を見ると、弁護士（91ケース（18.2%））、市町村保健センター（87ケース（17.4%））、医療機関（78ケース（15.6%））、保育所（61ケース（12.2%））、警察（51ケース（10.2%））となっている。
- 本調査では、児童相談所との緊密な連携の必要性が近年注目されている警察との連携について、とくに調査項目をもうけている。機関連携でも約1/5のケースで該当することがわかっているが、実際の協力状況では、「虐待者の事情聴取・捜査」41ケース（8.2%）、「見守り活動」33ケース（6.6%）、「その他」で42ケース（8.4%）となっている。「その他」の回答を見ても、「（身柄付）通告」や「子どもの捜索」から、「虐待者逮捕」「刑事告発に関する協議」「強引な引き取り要求への対応」など、子どもの安全に関わって、幅広い活動を担っていることがわかる。
- 「警察との協議」については、121

(24.2%)のケースで「あり」と回答されていることから、援助プログラムに組み込まれないまでも(具体的な協力や連携がないまでも)、少なからずのケースで有用な資源として機能しているといっていよう。

- ・ 機関連携の基盤として注目されるようになっている市町村ネットワークは、330ケースで「あり」と回答されている(65.9%)。ただし、ネットワークがあると回答したケースの約1/2(167ケース(33.3%))で効果があったとされる一方、約1/4(122ケース(24.4%))では「連携なし」に該当している。
- ・ 法的対応では、職権保護が114ケース(22.8%)で実施されている。これは、一児童相談所平均で見ると、6.7ケースとなる。また、実施にまで至るものは14ケース(2.7%)と少ないが、28条(面会通信制限を含む)の検討が41ケース(8.4%)で該当している。
- ・ 援助プログラムは、217名(44.7%)の子どもが施設入所している。訪問指導もほぼ同数でなされ、216ケース(43.1%)で該当している。そのほか、比較的多く実施されるプログラムとしては、「児童福祉司指導」(132ケース(26.4%))、「親の通所指導(個別)」(116ケース(23.2%))、「本児の通所指導(個別)」(102ケース(20.4%))、「在宅でのモニタリング」(85ケース(17.0%))となっている。
- ・ 実施したかったができなかった援助プログラムでは、いずれも10%に満たないもので、おおむね実施したいものは実施されているといっていよう。
- ・ 在宅指導は、保護者に対しては370ケース(73.9%)で実施されている。ただし、一時保護から半年以内の状況にもかかわらず、1ヵ月に2回以上の在宅指導は、94ケース(18.8%)にとどまっている。
- ・ 子どもに対する在宅指導は、施設入所ケー

スが多いために、209ケースでの実施にとどまっている(41.7%)。ここでも、援助の頻度は決して頻度が高いとはいえず、「月に2回以上の在宅指導」は44ケース(8.8%)にとどまっている。

- ・ 援助方針では、「親子分離せずに在宅で援助」が119件(23.8%)と1/4を占め、「一時的に親子分離」が207件(41.3%)で最も多い。「親子分離し、家庭復帰の可能性が全く見込めない状況で援助を行った」ものは45ケース(9.0%)であるが、「家庭復帰の可能性が低いことを前提に援助を行った」ものが125ケース(25.0%)で該当している。
- ・ 援助期間は、「1年以上3年未満」が最も多くなっている(292ケース(58.3%))。「3年以上5年未満」になると、32ケース(6.4%)と急激に減り、「5年以上」のケースを合算しても9ケース(1.8%)にしかない。
- ・ 終結では、非終結が308ケース(61.5%)と最も多い。次に、「家庭環境改善」が74ケース(14.8%)となっている。「その他」の記述内容を見ても、「非虐待者の家族が引き取り、虐待者との分離が図られる」にカテゴライズされるものなど、家庭環境の変化といってもよいようなケースが散見される。また、件数は少ないが、転居が30ケース(6.0%)あり、転居先の児童相談所との連携が求められるケースのあることがわかる。
- ・ 「本ケースにおける援助効果の度合い」は、「効果がなかった」と「全く効果がなかった」をあわせても62ケース(12.4%)、「どちらともいえない」が171ケース(34.1%)となっており、約半数のケースについては、何らかの効果を認めているという結果であった。なお、本項目の「援助効果」とは、「調査票記入要領」に示しているように、ある客観的な基準に基づくものではなく、「5-1

実施したプログラム」が当初の狙い通りに機能したかを総合的に児童福祉司自身が主観的に判断するものとなっており、ある客観的・統一的な基準に基づいたものではない。

国際比較に基づく児童相談所のあり方の検討では、カナダ・オンタリオ州における法的業務の民間委託や、コミュニティ・ベーストな実施体制のあり方について具体的な情報をまとめたほか、我が国の児童相談所のマンパワーが量及び質的に見て国際的な水準に達していないことを明らかにした。詳細は表1に示した。

## 2. 平成16年度

先駆的な市町村を対象としたヒアリング調査では、相談援助における市町村と都道府県との具体的な役割分担や要保護児童対策地域協議会の運営のあり方について実態や意見を聴取した結果、市町村においてはサービスの窓口が多く部署にまたがっているため、サービスの総合性、一貫性が損なわれやすく、窓口一元化と各部署間を調整するケースマネジメントが不可欠であること、心理職の配置が課題となること、相談援助サービスの外部委託についてすでに参考とすべき自治体があること、虐待防止を目的とする公的ネットワークと民間の子育て支援ネットワークの連携が課題であることなどが明らかになった。主たる結果については、表2に示してある。

エキスパートへのヒアリング調査では、概観すると、まずエキスパートの意思決定基盤にあるものとして、以下の5項目をあげることができる；①子どもの福祉を守るというスタンスの重要性、②ジェネリック（一般的・汎用的）な虐待対応手続きの遵守、③組織的に現行制度（とくに職権保護や28条申立）を使い切ることの重視、④家族支援における保護者の養育機能の重視、⑤上記ルール内での基本的面接態度の適用。次に、諸要因に対しては、以下のような特徴がエキスパートに共通して指摘でき

る；①親権者以外が出入りする家族では、実親の態度を一貫して重視、②ステップファミリーでは、物理的・精神的依存が背景にあることを認識して対応、③児童相談所との関係性で困難を抱えるときは、児童相談所の態度を一貫させる一方で、関連機関の活用可能性を模索、④精神疾患を抱える虐待者は医療につなげることを考える、⑤人格障害の疑いがある場合には、一貫した態度、明瞭な説明が決定的に重要である。このほかにも具体的知見がいくつか得られたが、こうした意思決定を組み合わせながら、援助の見通しを立てているものと思われる。

## D. 考察

### 1. 平成15年度

3都道府県の協力を得て実施した「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析」では、一時保護が実施されたケースにおける被虐待児及び家族背景に関して分析をし、援助内容との関連について考察を行った。

きょうだいケースと分類を整理した世帯類型は、①「父母と子」163（39.2%）、②「母子」127（30.5%）、③「母子と内縁の夫」41（9.9%）、④「その他」39（9.4%）、⑤「父子」24（5.8%）、⑥「三世代家族」22（5.4%）であった。だが、②「母子」と④「母子と内縁の夫」を合計すると168（40.4%）となった。

親の最終学歴は、回答のあったもののうち、父母とも「中学校」「高等学校」の割合が多く、全体的に高学歴の割合が低い結果である。

親の雇用形態で、父「無職」は37ケース（11.5%）であった。母「無職」は227ケース（49.3%）であった。

また、転職状況については、「頻繁に転職している」父86ケース（26.7%）、母122ケース（26.5%）、「頻繁に転職していない」父160ケース（49.7%）、母174ケース（37.8%）と3割弱が頻繁に転職している。

親のパートナー関係では、「法定婚の配偶者と同居」167ケース（40.1%）、「法定婚の配



偶者と別居」11 ケース (2.6%)、「事実婚の配偶者と同居」60 ケース (14.4%)、「婚姻関係になく同居していないが影響力のある異性がいる」52 ケース (12.5%)、「パートナーなし」96 ケース (23.1%)、「その他」9 ケース (2.2%) という結果で、事実婚や影響力のある同居していない婚姻外のパートナーの存在も相当数ある結果となっている。

主たる虐待者の特徴に関する複数回答で多い傾向にあったのは、親性に関する領域で「親として未成熟である」262 ケース (52.3%)、「偏った子育て観をもっている」128 ケース (25.5%)。社会的な関係に関する領域で「親族関係の不和がある」159 ケース (31.7%)、「社会的に孤立している」114 ケース (22.8%)、「多額の借金がある」103 ケース (20.6%)。精神医学的領域で「精神的に不安定である(診断名なし)」113 ケース (22.6%)、「暴力的傾向がある」99 ケース (19.8%)、「診断名のある精神疾患がある」64 ケース (12.8%)、「人格障害の疑いがある(診断名なし)」59 ケース (11.8%) であった。

近隣との関係では、敵対的關係での悪い状況より、孤立・疎遠であるケースが多い傾向にある。

また、本調査ケースにおける通告から子どもの安否確認までの時間は、「通告を受けすぐに安否確認した」262 ケース (52.3%)、「通告から 24 時間以内」75 ケース (15.0%)、「通告から 48 時間以内」40 ケース (8.0%)、「それ以上」82 ケース (16.4%) で、半数が通告後すぐの安否確認が実施され、48 時間までは全体の 75.3% であった。

援助の実施状況について分析では、虐待者の過半数は、自らの行為が虐待に該当するとは認めておらず、児童相談所の援助に対して必ずしも協力的ではない。保護者の援助は決して容易なものではなく、職権保護等の法的対応も含めて、保護者への対応をいかに効果的に進めるかにかかっていると推測される。

ケースに関与する機関では、子どもの年齢(乳幼児か学齢期児童か)、子どもの状況(子どもがアクティヴアウトしているか)、虐待者の状況(精神保健上の問題があるか)、そして経済状況と、機関の目的や対象者との関係が示された。具体的には、児童相談所を中心としつつ、①乳幼児に対しては、市町村保健センター、医療機関、保育所が関与し、②学齢期児童に対しては、児童相談所と学校が子どもの行動上の問題を視野に入れつつ対応し、③虐待者の精神保健上の問題に対しては、市町村保健センターや医療機関が関与する傾向が見られた。

児童相談所が実施したプログラムについては、保護者に対する在宅指導の頻度の低さから、サービスの供給体制も踏まえ、また児童相談所以外の機関の保護者援助への関与状況なども鑑みて、家族支援プログラムを描くことが大切であると考えられる。また、①保護者や家族が通所に応じる場合には通所指導、②通所に応じない場合には訪問指導や在宅でのモニタリング、③子どもの施設入所措置が必要な場合には、施設入所措置とあわせて、訪問指導や施設による保護者援助が組み合わされるのではないかと推察する。

国際比較による児童相談所のあり方の検討では、①職員の増員、②専門性の確保、③職員のバーンアウト対策、④介入の実効性の確保と保護者・児童相談所間の調整を行う代理人制度の必要性、そして⑤相談支援サービスの提供体制の再構築という5項目にわたり分析を加え、マンパワー施策の強化やコミュニティ・ベーストな相談実施体制の構築の必要性について提言した。

## 2. 平成 16 年度

市町村調査においては、先駆的な取り組みを行っている自治体へのヒアリング調査結果を踏まえ、法改正に伴う市町村の役割や児童相談所との連携のあり方、ネットワークのあり方などについて次のように考察した。

(1) 市町村の役割と児童相談所との連携

- ① 市町村ではサービス窓口が多く部署にまたがるため、サービスの総合性、一貫性をどこまで確保するかが重要であり、これをハード面、ソフト面からどう整備するかが重要な課題となること。具体的には、多岐にわたるサービス関連部署を組織的に統合し、スケールメリットを活かす、ケースマネジメントを行う機関を明確にし、部署間の調整を図るなどの方法が考えられること。
- ② 相談に従事する職員の増員、専任化など相談窓口の体制強化が課題となること。
- ③ 心理職員の配置について検討すること。
- ④ 相談援助業務の外部委託化の可能性について検討する必要があること。
- ⑤ ケースの押し付け合いやたらい回しを防ぐには、市町村と児童相談所との緊密な連携が重要であり、そのためには日常的な交流と意思疎通を図るとともに、「自分たちの地域の問題は地域で解決するのだ」という当事者意識を市町村がもつことが極めて重要であること。また、市町村を支援する立場にある児童相談所が、新たな相談援助体制のあり方について明確なビジョンを描き、指導性を発揮することが重要であること。両者の認識の共有化と円滑な連携を図る 1 つの方策として相互の人事交流や市町村職員の児童相談所等での実習が望まれること。
- ⑥ 児童相談所が市町村への支援を的確に行えるには、児童相談所職員の増員、専門職化の推進など、児童相談所の体制強化が重要であること。
- ⑦ 市町村と児童相談所との役割分担と責任を明確にする必要があること。そのためには、双方の綿密な協議により、認識や援助方針の共有化を図るとともに、協議決定事項等については原則として文書を交わすこと。

- ⑧ 送致やケース移管後も互いに役割分担するなど、双方の緊密な連携が必要であること。

(2) 児童虐待防止ネットワークの効果的な運営

- ① 「ネットワーク先にありき」ではなく、構成員全体が当事者意識をもち、前向きに運営にあたること。
- ② 通告・相談窓口の一元化、通告受理に対する責任性、総合的ケースマネジメントなどの観点から事務局は市町村に置くのが望ましいこと。
- ③ 事務局には膨大な業務が発生するため専任化を図るとともに、事務局職員への組織的バックアップが重要となること。
- ④ 設置、運営に対する児童相談所のバックアップが極めて重要となること。
- ⑤ 各機関の援助者、主担機関、事務局間の報告、連絡、相談の体制を確保するなど、援助段階における連携がシステムティックに行われる必要があること。
- ⑥ ネグレクトケースなど、長期にわたって援助が必要なケースは、援助が中断されやすいため、これを防止するには定例実務者会議において総合的な点検・調整を行うことが重要であること。
- ⑦ ネットワークの発展には一定の段階があり、軌道に乗せるまでは大変であるが、一旦定着すると、機関間での信頼関係が形成され、円滑な連携が可能となるとともに、担当者同士の精神的安定の確保、虐待ケースの減少につながること。
- ⑧ 公的ネットワークと民間の子育て支援ネットワークとの連携が課題となること。

家族支援プログラムに関するエキスパート調査では、先述した結果に基づき、効果的にエキスパートを養成していくためには、児童福祉司のトレーニングやそのための教材を作成する上で、本研究で明らかになったポイントの意味を理解させ、虐待家族への対応の中で統合的

に使用可能なものとすることを意識しておくことが重要であると考えられた。

## E. 結論

2004年児童福祉法改正では、市町村が児童相談の一義的な窓口になったこと、児童相談所がそのバックアップや専門的助言を行うという図式が描かれた。市町村から児童福祉施設への相談委託や保健と福祉の連携による第一次予防体制など、法施行直前に先進市町村の事例をまとめ、整理できたこと、さらに児童相談所と市町村の役割分担について考察を得たことの意義は大きい。平成15年度に実施した国際比較研究も踏まえ、具体的なサービス実施体制を提起できたものとする。

児童相談所が対応する虐待家族の特性を踏まえた家族支援プログラムに関する研究では、援助のそれぞれの局面について、援助のポイントを整理できたことは大きい。とくに、虐待ケースへの対応手順の違う、いくつかの都道府県でのヒアリングをまとめたことから、対応手順の違いに左右されない援助の重要なポイントが抽出された。調査協力者をエキスパートに絞っていることから、本調査研究で明らかになったポイントを理解・実行できる児童福祉司の養成・任用などを考える素材を提示することができた。

なお、図1として、2カ年にわたる研究成果を示した。

## F. 健康危険情報

ナシ

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

ナシ

### 2. 学会発表

澁谷 昌史他(2004)「虐待家族に関する児童相談所のサービス提供状況に関する分析」日本子ども家庭福祉学会

有村 大士他(2004)「虐待発生の実態把握に関する一考察—虐待の重複と世代間連鎖を中心に—」日本子ども家庭福祉学会

中谷 茂一他(2004)「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析」日本社会福祉学会

2005年度については、日本子ども家庭福祉学会、日本社会福祉学会などで発表予定である。

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 (ナシ)

2. 実用新案登録 (ナシ)

3. その他 (ナシ)

表1 児童相談所の国際比較一覧表

項目	日本	カナダ	アメリカ合衆国	イギリス	ニュージーランド	韓国
都市名 (人口)	大阪府 (620万人)	ブリティッシュ コロンビア州 (4,155,779人)	ニューヨーク市 (約800万人)	ロンドン市：ハマースミス (Hammersmith)地区 (ロンドン32区の1つ)	ニュージーランド国 (394万人)	ソウル特別市 (1,140万人)
対応機関 名 (運営主体)	大阪府 子ども家庭センター (大阪府)	2002年まで：州政府 の子ども家庭省 ( Ministry for Children & Families) の子ども保護サービス 2003年から：コミュニテ ィ・ベースト・モデルに移 行 5地域に分けられた 委員会がサービス提 供の責任をもつ(先 住民族とそれ以外の 民族とで委員会は 別)	Administration for Children's Services (公立)	社会サービス局(公立) ( Social Service Department)	Department of Child, Youth and Family の 各 Service Unit (サービユニット：各エリ アの児童相談所にあ たるもの)	ソウル市(ソウル市全体 としては、2カ所の児 童虐待予防センター (直営、委託各1)が 設置されている)。
根拠法	児童福祉法	子ども家庭コミュニティ サービス法 ( Child, Family and Community Services Act)	Social Services Act (州法)	1989 児童法 1999 子ども保護法	CYPFA(Children, Young Persons, and Their Families Act)	1999 改正児童福祉 法

対応機関が扱う相談の範囲	18歳未満の児童福祉に関するすべての相談	虐待及び虐待リスク群	16歳未満の子どもの福祉に関するすべての相談	子ども虐待の通告から処遇方針決定までを主たる業務とする	子ども保護、里親委託&養子縁組、親支援、施設入所と各々担当ワークを設け虐待ケースについては登録制度あり	子どもの保護、里親委託、非行ケースの対応、里親決定までの際のカスタディ(一時的後見)実施	被虐待児童の保護、一時保護、保護者への指導、関係機関への啓発等
職員(児童福祉司)の専門性	社会福祉士、児童福祉司養成施設卒業生、心理学・社会学等を専攻した学士等	ソーシャルワーカー(MSW、BSW) ソーシャルワーカーの資格はないが研修を受けたファイサー(将来的には全員ソーシャルワーカーに)	ソーシャルワーカー(MSW : Master of Social Work, CSW : Certificate Social Worker)	入職後にソーシャルワーカートレーニング及びソーシャルワーク大学院への奨学制度用意	Social Worker : Diploma Degree	大卒 認定ソーシャルワーカーが望ましいが、無資格者は採用後トレーニング受講し資格取得する	社会福祉士1級以上 (4年生大学卒業後試験)
児童福祉司数	108人	不明	4,263人(2001年)	2,058人 (ただし子ども保護ワークのみの人数)	25人	989人	48人
ワーカー一人あたりの担当ケース数	225ケース (うち虐待は23ケース) ※新規受付件数であり、継続指導ケースは含まない	不明	中央インテークソーシャルワーカーは10ケース、プロテクションワーカー(子どもの保護担当ソーシャルワーカー)は18ケース(実際は22ケース)、ファミリーサービスワーカー(親支援ソーシャルワーカー)18ケース(実際は20~22ケース)、スーパーバイザーは6ケース、新任のソーシャルワーカーは採用後3カ月間は6ケース	平均12ケース	おおよそ20ケース	養護ケースは21-22ケース、非行ケースを含めると30ケース	18ケース (虐待ケース)
			州政府との合意で担当ケース数が決まる				

<p>虐待対応と司法との関係</p>	<p>親が親子分離措置に反対する場合における措置の承認の可否を審査</p>	<p>子どもと親との関係は、親権の問題を中心に、裁判所が関与する</p>	<p>子どもを保護した場合、5日以内に、子ども福祉裁判所に子ども保護援助協会のソーシャルワーカーと弁護士が出向き、親権の一時停止(リサIEWー ト)をすすめるか否かは判断が決める</p>	<p>親子分離に際しては必ず家庭裁判所の審判を受け、また分離継続に際しても定期的承認を受ける必要がある</p>	<p>警察で保護したケースで、警察のみで判断できない場合、検察庁に判断を委ねる。必要なケースに対して裁判所がケア受講命令(3段階)を出す</p>	<p>親権やかスタディ(一時の後見)を裁判所的審議</p>	<p>裁判所は一般事件として訴追されてからの関与 児童福祉法上親権行使の制限、親権喪失宣告の請求、後見人の選任・解任請求の規定がある</p>
<p>虐待対応に 関する ガイドライン等</p>	<p>児童相談所運営指針(国)、子ども虐待対応の手引き(国)、保護決定アセスメント指標、家庭復帰のためのチェックリスト</p>	<p>虐待対応フローチャート</p>	<p>オンタリオ州政府が定めた「子ども保護のためのリスク・アセスメントモデル」と州政府が定めた「サービス開始要件 ( Eligibility Spectrum) に従わなければならない</p>	<p>Casework Practice Guide</p>	<p>Working Together (政府ガイドライン)</p>	<p>RES ( Risk Estimation System) リスク推定システム、TWB ( Towards Well-being) ウェルビーイング推進策の 2 つのツールの PC システム</p>	<p>中央虐待予防センター作成のものがある</p>
<p>ワーカーの 現任研修</p>	<p>国のスーパーバイザー、職種別研修 + 配属後 1 年間の新規職員を対象にレクチャア及び OJT、他に職種別、経験年数別、テーマ別研修</p>	<p>ワーカーに限らないが、州政府の研修費補助制度あり</p>	<p>CASの所長、スーパーバイザー、を始めすべてのソーシャルワーカーに研修が義務づけられている</p>	<p>職種及び職種ごとに用意され、とくに新任研修には3ヶ月程度をかける</p>	<p>一般ソーシャルワーカーは年間5日間の研修受講義務あり 実習担当者は、大学のソーシャルワークコースにて年間 20 日間の研修受講義務</p>	<p>国立のトレーニングセンター(4カ所)で、自己覚知プログラムを 2-3 週間、次に専門科目を 2 週間、その後職場に戻り2週間実習し、再度 2 週間の専門科目受講。最初のコース終了後1年以内に法律と実践に関するプログラムを 2 週間受けなければならない</p>	<p>国立保健院において、児童虐待専門相談員課程(公務員対象、民間職員対象)として15日間の研修が実施されており、受講が義務づけられている</p>

<p>児童福祉司のスーパービジョン</p>	<p>児童福祉司5人にスーパーバイザー1人</p>	<p>行われている長期現場実習では年の近いスタッフがバイザーと別につき対応</p>	<p>スーパーバイザーは6ヶ所のみ担当し、担当のソーシャルワーカーのスーパービジョンを行う</p>	<p>6人のケースワーカーにスーパーバイザー1人が配置され、さらに、ケースを持たないスーパーバイザーも配置</p>	<p>業務の現状や悩みを傾聴を希望する研修受講を促す成果を挙げると昇給スーパーバイザーはバイザーとしての有資格者のみが行う</p>	<p>スーパーバイザー1人に対してソーシャルワーカー4人、シニアプラクティショナー1人のチームが4-5チーム構成 シニアプラクティショナーは、新任・経験の浅い現在のワーカーでは十分対応できないような困難ケースを担当スーパーバイザーはマネージャーとは別に、プラクティスマネージャーが38人おり、ワーカーの実践に対してのスーパーバイズを行っている</p>	<p>あり (国立保健院の研修プログラムの中で、スーパービジョンに関する実習あり)</p>
<p>対応機関(児相)以外の虐待対応のための地域資源</p>	<p>大阪府児童福祉審議会措置審査部会、大阪府弁護士会子どもの権利委員会、児童虐待防止協会</p>	<p>Office for Children and Youth</p>	<p>オンタリオ州政府コミュニティ・家庭・子どもサービス省子ども家庭サービス・サポート・事務所 オンタリオ警察</p>	<p>予防的サービス、里親サービスを担う100以上のNPOと契約を結び、調査後、問題解決のためのサービス提供に関して委託をしている</p>	<p>Family Support Centre(公立/私立) Police Station 内の虐待対策課 子ども保護委員会(地区ごと)</p>	<p>多くの民間団体があり、Barnardosは多様な子育て支援プログラムを提供。Open Home Foundationは家族や本人からの要望により里親などを紹介して子どもの養育を支援。家庭訪問、緊急一時保育、里親家庭の提供や里親へのサポート、リスクのある子どもへの介入やグループホームの運営など</p>	<p>児童相談所は一般的な児童相談に対応する 24時間の電話ホットラインによる通告、相談窓口を開設 市内に迷子申告センターが設置されている。保護される子どもの7割程度はネグレクトと考えられている</p>

<p>専門性、サービス提供等の特徴</p>	<p>児童福祉司全員が専門職 虐待の初期対応専従組織（虐待対策課）の設置 ケースワーカーのセクションを設置、地域関係機関とのハイプ・づくり、調査研究活動 複数対応の徹底 弁護士会によるバックアップ</p>	<p>ニーズの違いから、先住民とそれ以外の民族のサービスが分けられている 州政府主導から地域の委員会主導への移行期である</p>	<p>CASは、民間団体でありコミュニティベースト・モデルと称されている。予算は、子ども家庭サービス法により全てオンタリオ州政府から拠出される それぞれのCASには会員があり、会費を払い理事等の役員は会員の選挙で行われる 52 のCASの一つトロントCASは2000人のボランティアが登録され活動している トロントCASでは中央インテークという部門を作り1日24時間対応を行っている トロントCASのインテークチームは、スクリーニング・チームに12人のソーシャルワーカー、インバースティゲーションチームに70人のソーシャルワーカー、5時以降の夜間対応に5人のソーシャルワーカーが配置されている ソーシャルワーカー全員が専門職である 基本的にはMSW、</p>	<p>虐待対応のためには8つのユニットを形成 即座に対応するチームが形成され、性的虐待のように医療や警察など、他機関が迅速に連携する必要がある ケースに対応している。このチームの中心に、NPO がある場合もある</p>	<p>虐待ケースへの複数対応徹底 里親へのセブンのみを専門に行う心理士を配置 地区の警察署に虐待対策課が設置されておられ福祉との連携関係良好、警察官への研修（虐待、子ども福祉関係）も充実 学校での虐待については2001年より、子どもが告発できるシステムを構築 かつて要保護児童だった人が親になったためのプログラム(24歳まで)実施</p>	<p>現時点で厳格な任用資格はないが、認定資格のない職員も採用後トレーニングを受講し専門性を高める 54%が認定ソーシャルワーカー 援助手法として子どもとの関係者が一堂に集まり処遇を自己決定する「ファミリーグループカンファレンス」(FGC)が内外から注目 サービスは、SYRAS というコンピュータソフトシステムで管理・共有 一時保護はファミリーホームという庁のケアワーカーがいるグループホーム</p>	<p>ソウル市直営の機関であり、①一時保護、②虐待予防センター、③児童相談所が併設されている 緊急一時保護については、警察の同行を要請し、警察殿連携で保護を行う 通告があれば、保健福祉部令により48時間以内の対応が規定されている</p>
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	抱えている課題		CSWの資格を有する者、ソーシャルワーカーが不足しているが、近年は学部卒(BSW)も採用しているが仕事の内容が差別化されている。MSWでない重要な意思決定はできない。ゆえに、大学院に通いMSWを取得することが奨励されている				
	児童福祉司、心理職の不足	サービス移行期に伴い、5つに分けた地域の委員会がどう機能するか 州政府と地域の委員会の役割分担 先住民族に対応するワーカーの不足	MSW、CSWの資格を有するソーシャルワーカーの確保 里親が高齢化しており、その確保	質の向上、緊縮財政 パーマネント保障のため、親族ケア、ファミリー・カンファレンス、家族保全、近隣を基盤としたサービス提供などに力を入れている	ソーシャルワーカーの不足 マスキの活用(ソーシャルワーカーのイメージ向上) 多職種混合チームの編成(現在は分業) SWの待遇向上(給与、社会的評価)	ソーシャルワーカーの不足 待遇向上に関する改革は現在進行中 第三者の権利擁護システムの拡充	緊急対応、24時間対応を含め業務が厳しく、ソーシャルワーカーの人員不足 面接中に父が母を殺害する事件があったが、立入調査時のトラブルも多く、防御、被害補償が課題となっている 全国的に見ると、箇所数が少なく(全国で地区担当17カ所)、民間主体(17カ所)中公立は2カ所

表2 ヒアリング調査実施市町村とその特徴

NO	候補地	特色
1	浦河町(北海道)	児童相談所が離れており、児童相談所の即応が期待できにくい地域のモデルである。地域子育て支援センターが保健センターと連携し、産まれた子ども全てを把握する体制。虐待防止では、保健所を中心に頻繁に対応・協議。
2	矢巾町(岩手県)	ボランティア等民間資源を積極的に活用している。協力者に対しては、一定の養成講座を実施している。中学校区ごとに、子育て支援の拠点を展開。
3	新座市(埼玉県)	子育て支援総合推進モデル事業実施自治体。入所型児童福祉施設がなく、ショート、及びトワイライトステイに里親家庭を活用。今後は、ファミリーサポートセンター登録家庭にも、一時的養護ニーズに対応する資源として計画。
4	杉並区(東京都)	各校区域の児童館を拠点とし、地域子育て支援を展開。児童青少年センターが中核となり、子ども家庭支援センター事業を行い、子育て支援ネットワーク事務局を設置。現在、民間施設のソーシャルワーカーへ相談委託を計画中。
5	三鷹市(東京都)	子ども家庭支援センターを中心に、様々な機関が参加しネットワークを形成。ファミリーソーシャルワークの視点を持ち、年1回の連絡会、月約1回の定例会、年間50回程度のケース検討会を随時持つなど、頻繁な連絡会を持つ。
6	藤沢市(神奈川県)	虐待担当職員(課長補佐)を配置し、2名の嘱託職員(児相OBと教員OB)が通告を一元的に受け付けている。市でリスクアセスメントを行い、リスク度で対応を分けるなど、相談所との連携がシステムティックに行われている。
7	韮山町(静岡県)	もともと民生委員の活動が活発で、町から社会福祉協議会への委託という形でサービスを提供。役場と社協は隣接しており、連携も取りやすい。子どもの産まれたすべての家庭を訪問するなど、家庭訪問、情報収集も手厚い。
8	御前崎市(静岡県) 静岡県 中央児童相談所	母子保健がベース。ネットワークを児童相談所がバックアップするという形で発展。ネットワークは、ケースの発見だけでなく、予防から援助、アフターケアに至るまで、児童相談所との役割分担を行い、プロセス全体に関わる。
10	泉大津市(大阪府) 大阪府中央 子ども家庭 センター	ネットワークを先駆的に立ち上げ、機能させた。ネットワークは、行政機関が事務局を担い、保健センターの専門職が座長となる。必要なときに即時対応を依頼できるよう、近距離にある児童相談所と緊密な関係を築いている。
11	北九州市	福祉、保健、教育が一体となるように、家庭児童相談員、母子相談員、教育相談員を一つの部署に配置し、保健師の主査を配置して、行政として組織的な援助を行っている。児童相談所は距離的にも近く、随時連携している。
12	熊本市(熊本県) 熊本県 中央児童相談所	子育て支援総合推進モデル事業実施自治体。福祉と保健を合わせて考えている。小学校区単位で、ネットワークを作る。児童相談所に情報が入れば、市側に書面で随時流し、情報共有。
13	大津町(熊本県)	子育て支援総合推進モデル事業実施自治体。独自のアセスメント票作成を行うなど、研修会を積極的に活用。行動計画を作成し、虐待の早期発見など5つの柱を中心に、様々なプログラムを実施している。

図3 研究経過、及びの成果の概括

平成 15 年度成果

■実施体制のあり方（海外）

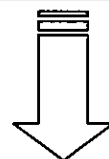
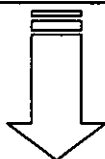
有識者（とくに海外の子どもと家庭福祉相談実施体制に見識のある者）による児童相談所の機能の見直しについての提言を行った。

海外での対応体制について、日本、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州）、アメリカ合衆国（ニューヨーク）、イギリス（ロンドン）、ニュージーランド、韓国の各国について紹介した。特に、人口やワーカーの数、ワーカーの担当するケースの数などを紹介し、サービスの概観をつかみやすくした。今後取り組むべき点を明らかにした。

■家族の特性分析、プログラムの現状と課題

① 児童相談所に通告され一時保護し、一定の方針が立ったケースの家族の特性分析では、3都道府県 17 児童相談所で一時保護し、一定の方針が立ったケースを収集した。家族特性に関しては、カイニ乗分析等の統計結果より、虐待のリスクの高い、注目すべき8つの特性を明らかにした。

② 子どもを一時保護した家族への援助プログラムの現状と課題を明らかにした。援助プログラムに関しては、特性に応じて、使われている援助や資源を把握した。



平成 16 年度成果

■先駆市町村へのヒアリング調査

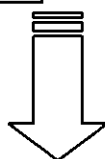
国内での先進事例として、国内 13 カ所に対して、ヒアリング調査を行った。ヒアリング調査では、現状（人口規模、児童相談所の距離など）、虐待対応ネットワーク、子育て支援ネットワーク、事務局の設置場所、他の機関との連携のあり方、問題、意見の相違などを把握した。

法改正なども視野にいれ、効果的な虐待対応を行っている事例を紹介するとともに、市町村と都道府県（児童相談所）がどのように連携していくべきか、市町村が虐待防止に効果を発揮するためのポイントを紹介した。

■エキスパートへのヒアリング調査

エキスパート調査に準拠し、1. 家族特性が明らかになった時点でのアセスメントの局面、2. 一時保護以降の家族支援に向けての局面について、それぞれの意思決定場面でのポイントを整理した。

平成 15 年度の家族特性の分析等に基づいた、8つの大きなサービス対象者像を設定し、エキスパートの見立てやその後の援助に対するノウハウを聞いた。最終的に、第三者が見てもエキスパートがなぜそう判断するかという理由についても併せて紹介した。



研究成果

- (1) 法改正後、市町村が一義的な児童相談の対応機関になったときに専門性を発揮できる、都道府県・市の体制について考察を得られた。
- (2) 家族特性、援助プログラムについての実際のデータに基づきながら、実際の援助プログラムについての知見を整理できた。